



1

# 埼玉県の動物愛護施策と 地域猫活動について

令和4年11月25日（金）  
本庄市小島南自治会  
地域猫活動意見交換会



2

## 埼玉県の動物関係行政

### 埼玉県

#### 動物指導センター 本所・南支所

##### 狂犬病予防法

- 狂犬病の病性鑑定（精密検査）
- 捕獲犬の処分

##### 動物愛護管理条例

- 動物愛護の普及啓発
- 適正飼養（猫・その他）の普及啓発
- 周辺環境の保全指導（猫・その他）
- 犬猫の引取り
- 負傷動物（猫・その他）の引取り

##### 動物愛護管理条例

- 犬猫の処分（譲渡含む）
- 犬猫の譲渡促進事業

#### 県保健所 13カ所

##### 狂犬病予防法

- 狂犬病予防の普及啓発
- 未登録・未注射犬の捕獲・抑留
- 狂犬病発生時の措置・蔓延対策

##### 動物愛護管理条例

- 動物愛護の普及啓発
- 適正飼養（犬）の普及啓発
- 動物取扱業者の規制
- 周辺環境の保全指導（犬）
- 特定動物（危険な動物）※  
の飼養規制
- 犬の引取り
- 負傷動物（犬）の引取り

### 市町村 59 ※

#### 狂犬病予防法

- 狂犬病予防の普及啓発
- 犬の登録
- 犬の狂犬病予防注射

#### 動物愛護管理条例

- 動物愛護の普及啓発
- 適正飼養の普及啓発

※ 政令・中核市  
(保健所設置市)は  
市業務及び県業務の  
両方を担う。

※特定動物とは  
動物愛護管理条例で定める  
人の生命、身体又は財産に  
害を加えるおそれがある動物  
トラ、ニホンザル、タカ、  
ワニ、マムシなど

保 健 所：犬の抑留・収容や苦情対応、動物取扱業者指導等  
動物指導センター：猫の保護や苦情対応、譲渡促進等



3

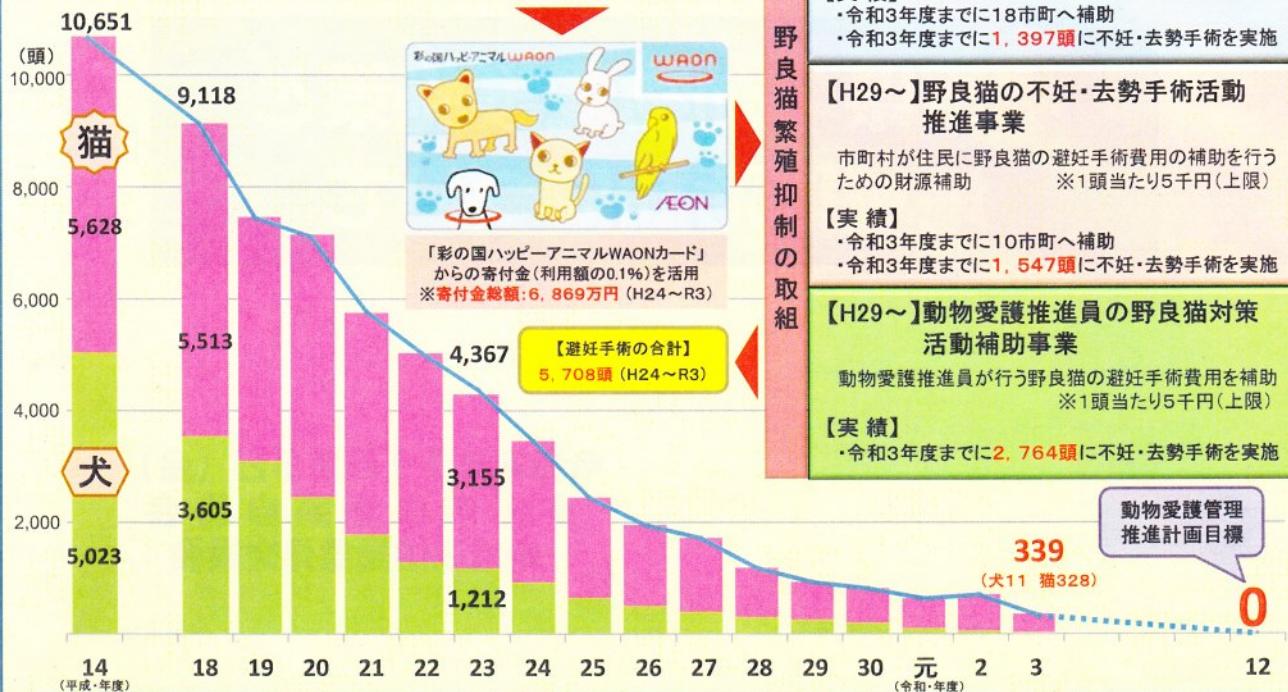
## 犬猫の殺処分「ゼロ」を目指して

埼玉県保健医療部  
生活衛生課

埼玉県の殺処分数の推移（政令市・中核市を含む）

【課題】猫が占める割合が高い  
(猫の減り方が鈍い)

【対策】  
野良猫に産ませない！



4

## なぜ野良猫を捕獲しないの？

埼玉県保健医療部  
生活衛生課

### 犬の場合

人命への危害の恐れ(咬傷事故や狂犬病等)があるため

- ・鑑札や予防注射済票が装着されていない時
- ・係留されていない時

→ 法や条例で捕獲することを規定

### 猫の場合

人命への危害の恐れが犬の場合よりも低いため

「放し飼い禁止」「首輪装着義務」を法や条例で規定していない

- ・屋外にいる猫が全て野良猫とは限らない

→ 飼い猫を捕獲した時、飼い主の元に返せない危険も！

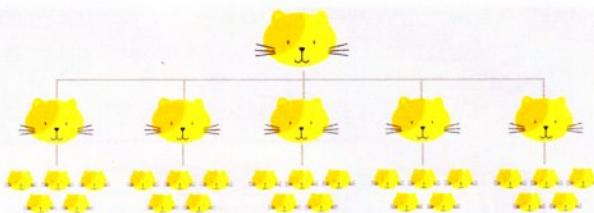
地域猫活動の推進等により、生活環境問題を解決していく



## 野良猫に係る課題

- 1～2匹がたまに放浪すること  
… 住民もそれほど気にしない
- 地域の猫の生息数が限度を超える  
… 不快に思う回数や量の増加  
我慢の限界を超える
- 猫を駆除してしまえばよいか?  
… 動物愛護上、問題あり

## 野良猫の繁殖抑制



- ★ 猫は年に3回の妊娠・出産が可能  
★ 一回の妊娠で5～6匹産む

殺処分数削減を含む野良猫問題の解決には

**繁殖抑制** が肝要

野良猫の繁殖抑制を行うには！

1. 地域猫活動
2. T N R活動

## 猫の増加による問題

- 排泄物やオスの臭いつけによる悪臭
- 発情期の鳴き声
- 庭や農作物を荒らす
- 車やバイクを傷つける財産被害
- ゴミ置き場を荒らす
- 収容される猫（特に子猫）の増加など



- ・ 住民やボランティア、愛護団体等が主体
- ・ TNRで地域の猫が増えないようし、餌やトイレの管理、個体管理を行う
- ・ 命を無理に奪うことなく一代限りの猫を増やし、管理していく
- 猫に餌を与えていたり、猫の被害で困っている方を含めた**住民全体**で  
地域の環境衛生問題を改善する方法のひとつ

## 人へのアプローチ

- 市町村との相談・協議
- 愛護団体等への協力依頼
- 活動協議会の結成
  - ・ 役割分担、活動資金の管理
- 地区全体に向けての周知・啓発
  - ・ 回覧板・掲示板、勉強会の開催など
  - ・ 給餌・トイレ管理の当番募集
  - ・ 猫の飼い主への啓発
  - ・ 定期的な活動報告
- 餌を与えていたり、猫の被害で困っている方へ
  - ・ 無責任な餌やりをやめてもらう
  - ・ お世話係に参加してもらう

## 猫へのアプローチ

- 猫の把握・管理
  - ・ 地区内の頭数（雌雄別）
  - ・ よく見かける居場所（猫マップ）
  - ・ 餌を与えていたり、猫の被害で困っている方へ
  - ・ TNR後の猫の識別方法
  - ・ 捨て猫が出たときの対応
- TNR
  - ・ 動物病院への事前相談
  - ・ 捕獲、動物病院への輸送
  - ・ 猫によっては譲渡も検討
- 給餌・トイレの管理（当番制）
  - ・ 特定の場所・時間で給餌給水
  - ・ 猫用トイレの常設



## 地域猫活動の効果・課題

### 1 不妊・去勢

- ① 猫が増えなくなる
- ② けんかや鳴き声の減少
- ③ 車の汚れ・傷防止

### 2 給餌・給水

- ① 猫のゴミ荒らし
- ② 置き餌の散乱
- ③ 餌に集まるカラス  
→ 被害の低減

### 3 トイレ

- ① 糞尿の悪臭
- ② 個人宅の庭や畑等を荒らされる  
→ 被害の低減

#### 活動の効果

- ・猫の管理により、生活環境問題を低減することができる
- ・猫問題による地域のトラブルを減らすことができる
- ・住民同士のコミュニケーションの機会になる

#### 活動に当たっての課題

##### 労力がかかる

特定少数では負担が大きい  
→ 協力者を増やす  
(猫嫌いの人には黙認してもらうのも協力のうち)

##### 時間がかかる

猫はすぐに減らない!  
年単位での取組が必要  
→ 住民へ理解を求める  
活動経過、収支を定期的に  
オープンにする

##### 費用がかかる

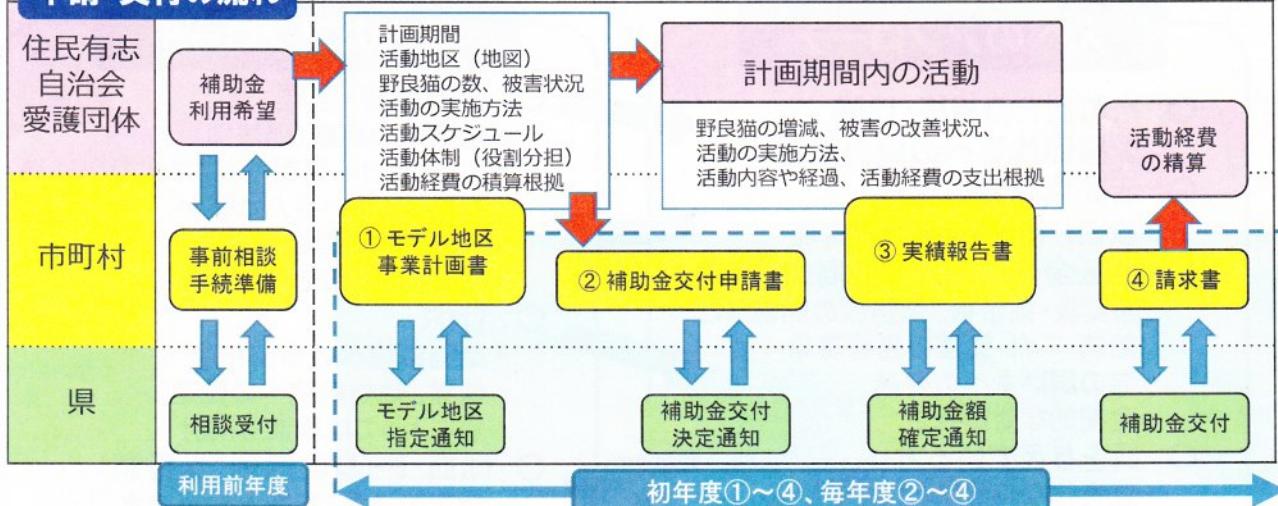
補助金はずっと使えない  
→ 独自に資金を調達する  
(バザー、カンパ、寄付、  
どうぶつ基金チケット)



## 埼玉県の補助金交付制度

- ・補助対象：市町村（県→市町村→活動団体等へ）
- ・金額と期間：上限 40万円×3年間（※活動状況で延長も有）
- ・使途目的：不妊・去勢手術費、捕獲用具、フード、トイレ整備費、ガソリン代、チラシ・看板製作費、ボランティア保険 等

#### 申請・交付の流れ



○ 令和4年度までに利用した市町村(18市町)

吉見町、上尾市、入間市、所沢市、八潮市、蓮田市、草加市、狭山市、戸田市、吉川市、秩父市、志木市、嵐山町、松伏町、東松山市、富士見市、坂戸市、宮代町

## 地域猫に関する意見交換会を開催した理由について

2022.11.25

鳥羽

### 1. はじめに

猫に関する問い合わせ（苦情含む）は、4・5年前より数回ある。  
猫に外で餌をくれっぱなしなのでカラス等が食べに来る。猫の糞に迷惑している。猫が屋根で走り回っている。猫の声に悩まされている。（無記名）、道路で猫が寝そべっていて車の往来に支障来たしている。室外機のホースが噛まれる等々がある。  
訪問しお話を伺い対応する。自治会広報紙にもお願ひ文を数回投稿する。最近の問い合わせは、外での繁殖も有り地域内トタールで考えないと思い、県動物指導センターに相談、そこでアドバイスを頂いた坂戸市の伊藤ボランティアの助言を参考に行う。

### 2. 去勢申請・捕獲・報告提出

市（環境推進課）に無料チケット申請を提出→捕獲→指定病院に連絡

→運搬→泊まり→運搬→市に結果報告書提出→地域に開放

※無料チケット；動物基金

### 3. 費用

去勢費 ・・・ 無料

感染予防費 ・・・ 2,000円(猫を持ち込んだ個人負担)

その他

### 4. 小島南地域内の地域猫の実態とこれまでの活動

- ・8/31（水）県動物指導センター訪問する。（熊谷市）
- ・9/21 県動物指導センター員と指導に伺う。市環境推進課の方も立ち会う時もある。  
この時に子猫2匹を捕獲する。○宅
- ・地域の3カ所を訪問する。世帯主が不在の場合もある。
- ・○宅付近捕獲：10/20（10/21迎え）11/9（11/10迎え）、11/14（11/15迎え）
- ・12月分チケット5枚申請
- ・自治会報12月号に地域猫に関してのお願い文を掲載予定する。

### 5. チームさかどより頂いた資料紹介「代表 伊藤さん」

別紙

### 6. 地域でこれから何ができるか等

意見交換

### 7. その他

## 地域猫に関する資料について

2022.11.25 (金)

小島南自治会 鳥羽

ここで示す資料は、2022.8.21（水）に埼玉県動物指導センターでお会いしたチーム C さかどボランティア代表の伊藤民子さまから地域猫に対する取り組にあたり当該地区の被害対策説明会（令和 2 年 11 月 7 日）で使用されたもので  
す。埼玉県動物指導センター様、チーム C さかどボランティア代表伊藤民子様  
ありがとうございます。

- ・資料 1：「のら猫」について知っておくべきこと
- ・資料 2：「のら猫」による被害のワースト 1 は糞尿問題
- ・資料 3：エサやり禁止で解決できるのか
- ・資料 4：動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）  
からみた「のら猫」について
- ・資料 5：解決の糸口は何種類がある
- ・資料 6：埼玉県推奨の地域猫活動について
- ・資料 7：のら猫（飼い主のいない猫）・外出自由飼い猫による  
被害対策 48 の方法
- ・資料 8：平塚市「地域猫活動」について  
地域猫活動とは  
野良猫問題 Q&A など

以上

## 資料1

### 「のら猫」について知っておくべきこと

対策を考える時「のら猫の生態」を知っておくことはとても大事です。住宅街で暮らすのら猫の生態について5つご紹介します。思い込みや勘違いで対策をしても無駄足になり無意味になってしまいます。

1. 驚異の繁殖力
2. 以外と狭い行動圏
3. 強固なテリトリー意識
4. 食事の習性
5. 寿命が短い

#### 1. 驚異の繁殖力

- 子猫は生後4~5ヶ月で性成熟し、その後繁殖できるようになる。
- メス猫は1年で2回、多い個体は3回出産する場合もある。
- 一度に生まれる数は4~5匹。子猫が無事に育つとすると1匹のメスから1年で8~10匹の子猫が生まれる計算。メス10匹いれば80匹の子猫が発生することになる。

#### 知ってお得なトピックス：

✿ 母猫は出産後3回程度引越しをして子育てをします。引越しの理由は子猫の成長のステージに合わせて引越しするのです。ですので一生そこに住みつくわけではないので、施しの気持ちで放置してください。そのうちいなくなります。

敷地内に子猫が生まれた  
いつかれては困る！



✿ 猫に限らず全ての生物には子孫を残そうとする本能があります。誰にも止められません。猫の場合、食べるものがなくて飢餓状態になったとしても、超高齢だったとしても最後の最後まで繁殖しようとします。本能だからです。

✿ 猫は優性遺伝です。生きられないものは淘汰されます。ですので今生きているのら猫は、体が丈夫、頭がよく賢い、用心深い、そして運が強い、のような猫が生きていると捉えてください。

## 2. 以外と狭い行動圏

住宅街に住んでいる猫は、遠くまでいかなくてもよい生活圏を持って生きている。端から端まで大体100m位と言われている。大体100m四方の中に複数のエサ場を持ち、複数のトイレを持ち、出産場所や子育て場所を決めてその中で過ごしている。

## 3. 強固なテリトリー意識

ボス猫（信望があるなしにかかわらず）を中心に、複数の猫がコロニー（繁殖のための個体群）を形成して暮らしている。よそ者は撃退される。生きる上で重要な「食べること」と「繁殖をする」テリトリーなのでそう簡単には渡せないという強い意識をここで暮らす猫たち全てが持っている。

### 知ってお得なトピックス：

猫は近親交配します。なのでオス猫は大人になるとコロニーからでていく傾向があります。コロニーはボス猫、複数の母猫、複数の娘猫のパターンで形成される場合が多いです。メス猫を放置すると爆発的に数が増えます。

## 4. 食事の習性

住宅地ののら猫は、複数のエサ場を巡回して食べている。毎日同じ時間に出して食べ終わって片付けると必ずその間にやってくる。常にエサ場を増やそうとして一度与えると覚えていて通ってくるようになる。

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん
6:00 出す	6:00 出す	19:00 出す	22時帰宅途中で
すぐ片付ける	17:00 片付け	すぐ片付ける	片付けしない
6:00 丁度に 来る	何度も だらだら来る	19:00 丁度に 来る	22:00 待っている

## 5. 寿命が短い

- のら猫の寿命は、3—5年。適正飼養された完全室内飼いの猫は15-20年と比べると1/4の短さ。
- 暑い寒い雨風嵐で体力の消耗が激しいし、ケンカやケガで感染症になったり、交通事故など外暮らしは過酷なので長生きできない。その他病気などにかかれればもっと寿命が短い。

## 資料2

### 「のら猫」による被害のワースト1は糞尿問題

#### 【令和元年度、市役所に入ったクレーム】

ワースト順位	問題の種類	理由
1	お庭、花壇に糞や尿をして臭い！畠を荒らされる！	近隣にエサ場があり、のら猫にとり最適な場所であろう所で排泄する
2	敷地内に子猫が生まれた！	のら猫の繁殖活動の結果
3	エサを与えるから猫が増えた！	本能で繁殖をして猫が増えるのであって、エサの有無には関係がない
4	夜中や早朝に鳴き声がうるさい！	のら猫の発情や縄張り争い
5	エサを与え、片づけないから不衛生で汚い！	絶対にやってはいけないえさの出し方
6	猫が好きでない	統計、好き：嫌い：どちらでもない=2:2:6

#### 対策：

「自衛」と「猫の数を減らす」の2点で対応しました。

1) 自衛	「48の対策」ペーパー
2) 猫の数を減らす (TNR活動)	殺すとかどこかに持っていくって捨てるということではありません。「どのようにして猫の数を減らすか」については「5. 解決の糸口は何種類がある」でお話します。

#### 結果：

- 1) 48の対策 → 100%被害はなくならないが譲歩している
- 2) 猫の数を減らす (TNR活動) → 近頃、猫をみかけなくなった  
(実績として泉町東部)

## 資料3

### エサやり禁止で解決できるのか

#### エサを出す人について：

エサを出す人を「えさやりさん」という言葉で表現しています。業界用語のようなものです。えさやりさんの気持ちは・・・。

- ① のら猫を子供のように思い、「お腹がすいていてはかわいそうだ」という慈愛の気持ちがある
- ② エサを出す場所は、自分の敷地内だけの場合、そうでない場合がある
- ③ エサを出しているのら猫が子猫を産んで増えたらまずいと認識している場合とそうでない場合あり
- ④ 猫の数が増えると周りの家に迷惑をかけるのではないかと心配している場合とそうでない場合あり



#### エサやりを禁止したらどうなるか：

「のら猫にエサをやらなくなったら猫がいなくなる」と思っている人がほとんどです。残念ながら、そうなりません。むしろ悪い方向に進みます。いいことは一切ありません。

- ▲ テリトリーからは出ていかない。時間が経てばまた現れる。
- ▲ 「ゴミあさり」を始め、ゴミ集積所を荒らす。
- ▲ ネズミや昆虫、爬虫類を食べ、そうなると「人畜共通感染症」のリスクが高まる。
- ▲ 飢餓状態が強くなると繁殖力が強くなるともいわれている。
- ▲ えさやりさんも隠れてエサやりを始めます。

## えさやりさんをバッシングしたらどうなるか：

えさやりさんを特定してバッシングしたらどうなるか、完全に感情的になり修復不可能なご近所さんになります。坂戸市内でも体験しました。

去年の秋に捕獲に入ったところの家がそうでした。「10年間ものら猫でもめて今更ご近所同士協力しあいましょうなんてできませんよ」と言われたことがありました。

ご自分でも「もめてもめてこじれてこじれて」と話していました。世田谷のように殺人事件にならなくてよかったと思いました。

バッシングしても遺恨を残すだけで何も解決しないということです。

## えさやりと捕獲の関係について：

皆さんに十分にご理解頂きたいお話、私の捕獲について少し説明します。私のする捕獲はえさやりさんを利用させてもらっています。根拠は埼玉県推奨の地域猫活動の一例で「事例2」がえさやりの行為にとても近いからです。

### ①捕獲場所について：

捕獲は許可を得た「えさやりさんの敷地内」で。

### ②捕獲対象の猫：

のら猫に限ります。外に自由に出る飼い猫と区別が必要です。



えさやりさんの所有の敷地内で

毎日朝晩えさを出す  
毎回食べにくる猫は  
のら猫確定→捕獲可能

のら猫はえさやりさんに馴れている  
捕獲の段取りが取りやすい

のら猫を手術後、えさやりさんの敷地に戻し、エサを出してもらい残りの寿命(3-5年)を全うさせる。新入り猫がきたら、同じように対応する。

結論として、「えさやりという行為は、実は捕獲をする側からするととてもありがたい存在だ」ということです。

この方法で令和元年度は、坂戸市内で約200匹（オスメスの比率50%づつ）ののら猫をTNRしました。依頼され対応したえさやりさんは約60人。

この60の方は、のら猫にエサを出し増えたら近隣に迷惑がかかると認識していた方たちです。かなり意識が高いと思っています。坂戸全土でそのような意識が広まることを希望しています。

### 正しいえさやりとは：

エサをだすのは自分の敷地内で あるいは許可を得た敷地内で

朝晩エサを出し、通ってきたらのら猫確定→捕獲・手術・戻す

エサを出す敷地の一角に必ず「猫トイレ」を設置

手術後戻ってきた猫にエサを出し管理。3~5年の寿命を全うさせる。新入り猫のチェックと手術。

### 結論：

エサやり禁止では猫はいなくなるということ、ご近所との関係を悪化させるだけで猫の糞尿問題などは解決できないということがおわかり頂けたと思います。これは坂戸に限ったことではなく日本全国でも同様です。

## 資料4

### 動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律） からみた「のら猫」について

動物愛護法の44条に記載があり、愛護動物とは以下を指しています。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえはと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

通常「のら猫」といっている「飼い主のいない猫」は、動物愛護法で守られている愛護動物ということになります。

実はこの44条は、罰則の内容が書いてある条文で、このように書かれています。

「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。」

補足ですが、罰則は令和元年成立で法改正されたばかりです。埼玉深谷で起きた日本史上最悪ののら猫虐待致死事件が契機となり、以前は懲役2年だったものが懲役5年とかなり重くなりました。今年の6月1日から施行されています。

罰則としてこれ以外には、「暴行、虐待、遺棄などは、1年以下の懲役、100万円以下の罰金」に処されます。

残念ながら、坂戸市内でも「遺棄にあたる捨て猫、馴れたのら猫に危害を加える、毒餌で殺した」など散見されます。

罰則事案が生じた場合の警察の対応についてお話しします。

実は、「警察庁」は昨今のペットブームを鑑み、平成28年に47都道府県警察課長クラスに「愛護動物の対応要領」というものをしています。警察の取るべき行動が示されています。証拠が揃えば立件も可能ということです。

## 資料5

### 解決の糸口は何種類がある

のら猫被害にあっている人たちの本音は「のら猫なんていなくなればいい」と思っています。又のら猫にエサを出す人は「不幸な子猫が生まれない方がいい、不幸なのら猫は発生しないでほしい」と思っているでしょう。この2者の希望は一致しています。両者はのら猫の減少を願っています。ここに解決の糸口があります。

問題の種類	理由	対策
お庭、畑、花壇に糞や尿をして臭い！	近隣にエサ場があり、のら猫にとり最適な場所で排泄をする	自衛策、「★のら猫対策48の方法」で、ここは不快な場所であると思わせる
夜中や早朝に鳴き声がうるさい！	のら猫の発情や縄張り争い	◆TNR活動あるいは ●地域猫活動
敷地内に子猫が生まれた！	のら猫の繁殖活動の結果	◆TNR活動あるいは ●地域猫活動
エサを与えるから猫が増えた！	本能で繁殖をする。エサが有無には関係がない	◆TNR活動あるいは ●地域猫活動
エサを与え、片づけないから不衛生で汚い！	正しいえさ出し方法ではない	●地域猫活動
猫が好きでない	統計、好き：嫌い：どちらでもない=2:2:6	無視をして頂きたい 加害は犯罪

★のら猫対策48の方法： 資料を配布します。

◆TNR活動とは： のら猫を捕獲(Trap)、不妊手術(Neuter)、元に戻す(Return)のかしら文字をとってTNR活動といいます。

●地域猫活動とは： 住民の有志の皆さんでTNR活動、えさトイレの管理、手術後の猫の見守りをすることをいいます。

結論として、不妊手術を受けたのら猫は、もう2度と繁殖はできません。あとはエサやりさんからエサをもらいながら残りの寿命を全うするだけです。これを繰り返すと2-3年でのら猫はみかけなくなります。明日あさってに解決するものではありませんが、のら猫の自然減が達成でき、被害も減少していきます。

## 皆さんにして頂きたいこと：

皆さんもしのら猫の減少を望むのであれば、皆さんにして頂きたいことがあります。

- A)えさやりさんをみつけだす→捕獲の協力とトイレ設置の協力をあおぐ→チームC さかどに連絡
- B)えさやりさんをみつけだす→捕獲の協力とトイレ設置の協力をあおぐ→地域猫活動チームを作り実行する

## 資料6

### 埼玉県推奨の地域猫活動について

#### 概論：

「いつも庭にフンをされる！」「駐車場の車に傷をつけられた！」「地域に野良猫が増えて鳴き声がうるさい！」等々。同時に、「野良猫を他の場所に連れて行ってほしい。」「市や保健所で捕獲して処分してもらえないのか。」といった要望も寄せられます。

しかし、猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、市などで処分や捕獲することもできません。

ただ、野良猫をそのままにしておくと、爆発的な勢いで増え、被害が大きくなるとともに、「猫が好きな人」と「猫が嫌いな人」がいがみ合い、取り返しのつかない大きなトラブルにつながる可能性があります。

そこで「地域猫活動」によって地域のトラブルの解決を目指しています。

地域猫活動とは、のら猫が増えて困っている人、野良猫に心を痛める人、市民活動団体、市役所、そしてその地域の自治会等が話し合いを重ねのら良猫被害の軽減やトラブルの防止に取り組む活動です。

具体的には「地域猫のルール」をしっかりと守って管理することで、野良猫が地域の中で共生できるようにしていきます。重要なことは、地域猫活動は猫を守るための活動ではなく、そこに住んでいる地域住民を守るために活動だということです。野良猫の数をゼロにするのではなく、地域のトラブルの数をゼロにすることを目指しています。



# のら猫（飼い主のいない猫）・外出自由飼い猫による 被害対策 48の方法

2022.8.31

猫は臭覚が優れており、鼻が非常に敏感なので嫌いな匂いを利用します。猫がトイレをするところは最適な場所だからで、その場所を猫にとり不快だと思う環境にしてみることです。猫が侵入してくる場所、通路、トイレをしている場所に48の方法を試してみてください。たったひとつの方法で成功しないかもしれません、いろいろな方法を組み合わせて何度も繰り返しやってみることです。猫との根競べです。▲猫がケガをすることは絶対にしないでください。動物愛護法で虐待に当たる可能性があり刑罰があります。▲匂いの強いものは、ご近所への配慮もお願ひいたします。

## 道具などで猫の侵入を防ぐ

1	枯れ枝、ネットなど (竹の枯れ枝など)	枯れ枝(剪定したものなど)ネットなどを一面に敷く。3D状態にすることで猫が歩けないようにする。糞尿をされる場所に置く。
2	柵でふさぐ	柵の幅は5cmより小さいものを使い、門扉の下などの進入路をふさぐ
3	とげ状シート	100均やホームセンターなどで販売。通路や飛びあがる場所の足元に敷く。▲飛び降りる下には絶対に置かないこと。
4	ガムテープ	ガムテープを輪(粘着面を外側)にして塀や狭い通路などに何個か置くと効果あり。
5	パークチップ (園芸装飾用木片)	大き目のパークチップをまく。歩行を困難にし、環境の変化で不安をあおる。
6	防犯じゃり	軽石状の不定形の塊状物で、上を歩くと音がする。猫の通り道に敷く。足元が不快に感じる。
7	尖った小石	尖った小石を猫の通り道に撒く。足元が不快に感じる。
8	荷造り用の白いひも	荷造り用の白いひもを蛇行させて塀や庭に置く。天敵の蛇にみせかける。
9	割りばし	割りばしを歩かれては困るところに立てておく。通路や花壇など。
10	卵の殻	卵の殻を荒く碎いてばら撒く。肉球が刺激され不快になる。
11	園芸用の灰	園芸用の灰をまいておく。体をなめる習性から、足の裏が汚れるのを嫌う。
12	網戸用の網	糞をする場所に置く。猫の爪に引っかかる。
13	遠隔操作ブザー	遠隔操作のブザーを使って、猫が通過する瞬間にブザーを鳴らす。人の姿を見せないこと。
14	センサーブザー	センサー感知式のブザーで猫が通るとブザーが鳴る。防犯用に販売されている。
15	センサー感知超音波	赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生させる。一方向に効果はある。猫よけとして販売されている。

嫌いな匂いを散布、あるいは、液体をしみこませた布、スポンジをトレーに置く

16	食用酢	食用酢と水を1：5に希釈したものを散布する、あるいは布に染み込ませて進入路や来てほしくない場所に置く。
17	木酢液・竹酢液	木酢液・竹酢液を散布する。BINなどに入れて置く。容器にはスポンジ等に液を吸収させると効果が持続します。
18	漂白剤	塩素系漂白剤（ブリーチ、ハイターなど）を希釈してスポンジや布に染み込ませて猫の通り道などに置く。▲原液は匂いが強いのでご近所に配慮してください。
19	におい系のミックス	木酢液、レモンバームの葉、とうがらしをミックスし、1-2日寝かせて、それを散布します。
20	タバコの吸殻水	タバコの吸殻をほぐして水に浸し、それを散布します。ニコチンやタールの臭いを嫌います。
21	にんにく	にんにくを細かく刻んで目の細かい網の袋（ネットなど）に入れて吊るす。
22	とうがらし	とうがらしを細かく刻んで目の細かい網の袋（ネットなど）に入れて吊るす。あるいは撒く。
23	とうがらし水溶液	唐辛子を水につけ、その水溶液を散布する
24	お米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を糞尿される場所に散布する。
25	ミカンなど かんきつ類の皮	ミカンなどかんきつ類の皮を撒く。あるいは目の細かい網（ネットなど）の袋に入れて、風上に吊るす。
26	カレー粉などの香辛料	カレー粉などの香辛料を糞尿される場所に撒く。
27	液体ハミガキ	リストリン ミントティストを5倍程度に希釈して散布する
28	除菌消臭剤	リセッシュ ミントの香りを書いてある倍数で希釈して散布
29	猫みはり番	アース製薬販売。ワサビ成分入りの粒を撒く。
30	イソジン	うがい薬を10倍程度に希釈して散布。
31	市販の忌避剤いろいろ	ホームセンターなどで販売しているもの。雨の時や長時間は期待できないが短時間で効果あり。
32	ナフタリン、樟脳	ナフタリン、樟脳を風上に吊るす。
33	フェリウェイ	なわばり本能を利用したフェイシャルホルモンで、寄せたくない場所に散布する。動物病院にて購入可能。
34	コーヒーのかす	コーヒーかすを糞尿される場所に散布する。
35	どくだみ茶等の茶殻	どくだみ茶等の茶殻を糞尿される場所に散布する。
36	正露丸	正露丸をトイレで掘り返される場所の土の中に数個埋めてみてください。
37	水をまく	ホースで水をたっぷりまいて土を十分に湿らせる。水を嫌うので濡れた場所、ぬかるみは敬遠する。
38	水鉄砲など	できるだけ人の姿を見せないように水をかける。通ると濡れると自然現象にみせることがポイント。

## 猫の嫌う匂いの植物を植える

39	匂いの強い植物	ドクダミ、ゼラニウム、ヘンルーダ、ローズマリー、ラベンダー、レモンバーム、カレープラント、イヌバラなど
40	ハーブ系	タンジー、カニナハイブリッド、コレウスカニナ
41	ミント系	ジンジャーミント、キャンディーミント、スペアミント、アップルミント、ペパーミントなど

## 糞尿の匂い対策

42	漂白剤	薄めて尿糞の上に散布。消毒の効果もあります。
43	お酢水溶液	酢：水 1：5の水溶液を尿糞の上に散布。
44	木酢液・竹酢液	薄めて尿糞の上に散布する。
45	入浴剤	硫黄、ミント系を薄めて尿糞の上に散布。

## 猫トイレ作成

46	EM 菌	猫が糞尿をする場所に撒く。EM 菌の微生物分解促進力で分解してもらう。糞尿をしていたら、土をさっくり掘り返しておわり。
47	猫用トイレを作る	植物のプランターや発泡の箱などに砂や柔らかい土や枯れ葉を入れてトイレを作る。人通りの少ない周りの囲まれた場所に設置すると安心してトイレをする。設置の際はまたたびの粉を入れると猫が寄ってきて覚えてくれる。猫をこのトイレに誘導する。EM 菌を撒いてもよいです。
48	猫にはネコだ	猫の形をしていて、目玉がビー玉のように光る。たて 15cm よこ 31cm の柔らかい材質でできています。猫の進入路や糞尿をされる場所に使用。地面に差し込む、樹木に吊るす、フェンスに貼るなどの方法で利用します。

▲クレゾールせっけん液の散布は、不快臭を伴うことから近隣の苦情も多く、人体や環境への影響を考慮して使用は控えてください。

2022.8.31

# 平塚市「地域猫活動」について

## 「地域猫活動」とは・・

人と動物の共生する社会の実現を目的とした「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施して繁殖を防ぐとともに、餌やり・トイレ管理等を行ない、周辺の環境美化に努め、地域で動物と共生していく活動です。このように地域で管理された猫を「地域猫」といいます。この「地域猫」は野良猫問題への対策として有効であると、国や県などでも推奨されている方法です。

市では平成23年度から市民団体と協働事業として取り組んでいます。これまで多くの地区で地域猫について説明を実施し、地域猫活動を実施したことにより野良猫問題の解決に踏み出した地区もあります。これは今までの活動を踏まえ、地域猫活動の基本的な流れや、実施事例、よくある質問などをまとめてみました。



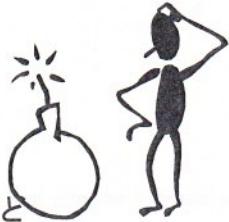
## 地域猫活動の流れ

※あくまで基本的な流れです。相談内容や地域の事情によって、流れは異なります。

### 野良猫が原因で困っている地域の方々

例えば・・・

- ・近所の野良猫のフン害・鳴き声等に困っている方
- ・野良猫にエサやりをしていて、周りから責められてしまっている方 など



→野良猫問題を地域で解決したい。地域猫活動に取り組みたい。



平塚市環境保全課へ相談！（TEL 23-9969）



・地区（自治会、地域住民等）

・市民活動団体

・市（環境保全課）

の三者で対応を検討

野良猫問題の解決には地域の協力が必要であるため、環境保全課から自治会長に御相談するとともに、市民活動団体とも協力し、三者で対応を検討していきます。

場合により、野良猫に悩んでいる当事者の方や地域住民の方々なども加わって相談していきます。





## 「地域猫活動」実施！

地域が主体となり「地域猫活動」を実施します。まずは野良猫がこれ以上増えないように、野良猫の不妊去勢手術を行ないます。

※野良猫の捕獲等は市民活動団体も協力します。手術費の負担は必要ですが、市の補助金も利用できます。(事前に申請が必要。詳しくは環境保全課まで。)



## 地域猫の管理へ



手術済みの野良猫をルールに基づいて地域で管理していきます。

### <地域猫のルール>

#### ・不妊去勢手術を行ない、これ以上野良猫を増やさないようにする

野良猫は年に3～4回出産し、一度に5匹ほど子猫を産みます。不妊去勢手術をすることでこれ以上野良猫が増えないようにし、一代限りの命を全うさせます。野良猫の寿命は飼い猫よりもずっと短く、平均3～5年と言われているため、そのくらいの期間をみて地域猫活動を行ないます。

#### ・決められた時間と場所でエサを与え、食べ残しはきちんと片付ける

エサやりを行なうことは重要で、行なわないと野良猫はエサを求めてゴミあさりをするようになり、被害が拡大してしまいます。ただし地域の理解を得るため、エサをあげっぱなしにせず、片付けまできちんと行なうことが大切です。

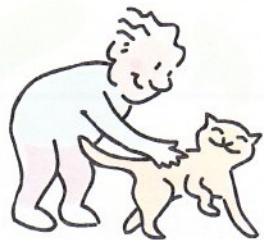
#### ・トイレを作り、フンの清掃と周辺の美化に努める

野良猫はエサを食べるとその場でフンをする習性があります。他人の庭でフンをさせないためにも、エサやりの時にはトイレを設置し、そこにフンをさせる必要があります。

#### ・猫を好きな人が世話を受け持ち適正に管理をし、猫嫌い・無関心な人は、地域の問題として支援または見守る

猫に対する感情は人により様々です。猫が好きな人はルールを守ってきちんと管理をし、嫌いな人や無関心な人は、野良猫のための活動ではなく地域のための活動と理解することが重要です。

猫が好きな方はルールを守ったエサやりやトイレ管理などで積極的に関わり、無関心・嫌いな方などはそれを見守っていくことが大切です。



## 過去の事例について

市は平成23年度から市民活動団体と協働事業を行ない、多くの自治会と地域猫活動を行なってきました。過去の事例から、その一部を紹介します。

### A地区の例

野良猫にエサやりをしている方がおり、その野良猫のフン害に悩まされている地域住民や農家の方々との間でトラブルになっていました。

相談を受けて現地調査をするとともに、市が市民活動団体や自治会等と対応について協議しました。協議後、自治会や地域住民の御協力のもと、市営住宅跡地を利用した野良猫用トイレを作り、エサやりをしている方にもその後の片付けなどを徹底するようお願いしました。結果、野良猫はそのトイレを利用するようになり、トラブルは激減しました。

### B地区の例

自治会長から、自治会内の空き家に野良猫が数匹潜んでおり、近隣の住民から今後の繁殖やフン害等を心配する声があがっているとの相談が市にありました。

自治会長と今後の対応について検討したところ、自治会全体の問題として地域猫活動に取り組んでいただけるとのことだったため、市民活動団体の協力のもと、自治会費を利用して野良猫の不妊去勢手術を行ないました。

### C地区の例

自宅で野良猫にエサやりをしている方と、それに迷惑している近隣住民との間でトラブルになっており、自治会内で問題となっていました。相談を受けて調査したところ、エサやりをしている方には認知症の症状があるとのことだったため、高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）とも協力し、問題の解決を図ることとしました。

エサやりをしている方個人での解決は難しい状態だったため、地域の問題として取り上げ、市や自治会長に加えて地域住民、エサやりをしている方のケアマネージャーやヘルパーの方などを集め、今後について検討する会議を開催しました。検討した結果、地域猫活動を実施することとし、野良猫の不妊去勢手術のための捕獲等を市民活動団体が行ない、その不妊去勢手術費用については市の補助金を利用するとともに、差額については自治会費にて負担することとし、地域猫活動が開始されました。

最終的に30匹以上の野良猫を捕獲・不妊去勢手術したことでもやみな繁殖を防ぐことができ、現在は地域でルールを守った管理を行なっています。

# 野良猫問題Q & A



Q 1 家の周りの野良猫をすぐに処分してもらうことはできないのか。

A 1 野良猫は動物愛護管理法によって保護されており、虐待や殺処分は禁じられ、罰金刑も定められています。野良猫の引き取りも、動物愛護管理法の観点から、県や市では行なっておりません。市としては、即効性はありませんが、これ以上の繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術を推奨しています。

Q 2 近所に野良猫にエサをやっている人がいる。注意してほしい。

A 2 動物愛護管理法により、エサやり自体を禁止はできませんが、周りに迷惑をかけないよう、エサやりの後片付けやトイレの設置、不妊去勢手術の実施などを指導しています。管理されたエサやりを行なうことで、野良猫が無理やりエサを手に入れようとはしなくなり、結果的に家屋への侵入や、ゴミ荒らしなどを防ぐ効果などもあります。

Q 3 野良猫問題で自治会が動く必要があるのか。

A 3 野良猫問題は「たかが野良猫のこと」と軽視されがちです。しかしそれを放置しておくと地域の中で猫好き・猫嫌いが分かれ、最終的に野良猫がきっかけとなり、人ととの間で大きなトラブルに発展していきます。「地域猫活動」は野良猫を守る活動ではなく、そこに住んでいる地域住民を守るための活動です。「まちづくり」の視点で問題解決にあたり、トラブルをゼロにしていくことを目標としています。そのため、地域の代表である自治会の御協力が必要であると考えています。

Q 4 なぜ野良猫が生息して増えるのか。

A 4 野良猫も元を辿れば、捨てられた飼い猫です。その捨てられた飼い猫が繁殖を繰り返して増え、トラブルを引き起こす野良猫になっています（猫は一年に3～4回妊娠し、一度に4～5匹出産します）。市でも様々な形でペットの終生飼養について啓発を行っていますが、野良猫を増やさないためには、飼い主が一度飼った猫について、一生飼い続ける責任を持つことが重要です（動物愛護管理法には「愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。」と明記されています）。

Q 5 「地域猫」と「野良猫」はどう違うのか。

A 5 「地域猫」とは、生息地域の住民の合意のもと、地域猫のルールに基づき、適正に管理されながら地域住民と共生する猫です。対して「野良猫」とは、特定の飼い主がおらず、地域で管理（地域猫）もされていない猫で、ゴミを漁ったり不特定の人からエサをもらって生息している猫です。

Q 6 今すぐ野良猫の被害を防ぐにはどうしたら良いのか。

A 6 野良猫問題の根本的な解決策である「地域猫活動」も即効性はありません。そのため地域として、早めに取り組むことが重要です。猫の習性等を利用した、一時的に被害を軽減させる方法などについては、市民団体が経験に基づいたアドバイスをすることもできます。

- Q 7 野良猫の責任は誰にあるのか。**
- A 7** 野良猫は、飼い猫が捨てられたことが原因で繁殖を繰り返していますが、その元の飼い主を特定することは極めて難しいのが現状です。しかし野良猫で困っている方がいる以上、問題をそのままにしておくことはできないため、「地域猫活動」によって解決を図ることを提案しています。
- Q 8 猫の多頭飼育の老人が急逝し、自宅売却に伴い多数の猫が放逐された、周辺地域が困惑している、どうすればよいか。(具体的な事例として)**
- A 8** 近年このような例は多いと思われますが、地域全体の大きな問題として考え、まずは放逐された猫の不妊去勢を行なって繁殖制限をし、その後の対応を考えていくことをおすすめします。単なる一部の住人の困り事として放置すると、その間に繁殖してしまいます。また、野良猫対策はその地域に合わせた対策が必要なので、関係住民や自治会等と市環境保全課、市民団体の三者で相談し、対応していくことが必要です。

## ～「地域猫活動」の目指す姿について～

野良猫問題は地域に根を張った問題であり、市や市民団体が単独で解決できるものではありません。最適な解決方法を探り、実際に地域猫活動を行っていくためには、地域の方の御協力と御理解が必要です。

近年、地域コミュニティの稀薄さが指摘されていますが、特に野良猫問題は、猫を「好きか」「嫌いか」という議論になってしまい、最も大切な部分である「地域の困り事を共有して解決策を考えていく」ということから話が離れていくってしまう傾向があります。それだけではなく、地域が猫好きと猫嫌いで分かれてしまい、責められた人が心を病んでしまうような事例も見受けられており、大きな課題もあります。

それぞれの立場や考え方の違いを認め、「まちづくり」の視点でコミュニティの再構築を目指し、人も動物も共に暮らせるまちの姿が地域猫活動の目標です。そのため、地域猫活動は、地域・行政・市民団体がそれぞれの立場で協力し、進めていきたいと考えています。



**野良猫に関する相談はこちらへ**

**平塚市役所環境保全課**

**TEL 0463-23-9969**